

各 位

株 式 会 社 R V H
 代表取締役社長 沼田 英也
 (東証二部・コード 6786)
 問合せ先 取締役管理部長 斉藤 順市
 電話 (03-6277-8031)

(追加・訂正開示) 簡易株式交換による株式会社ミュゼプラチナムの完全子会社化及び筆頭株主である主要株主の異動に関するお知らせ

平成 27 年 12 月 15 日付にて公表いたしました「簡易株式交換による株式会社ミュゼプラチナムの完全子会社化及び筆頭株主である主要株主の異動に関するお知らせ」につきまして、下記のとおり追加開示いたします。なお、当該開示文書中に一部誤記がありましたので、併せてお知らせいたします。

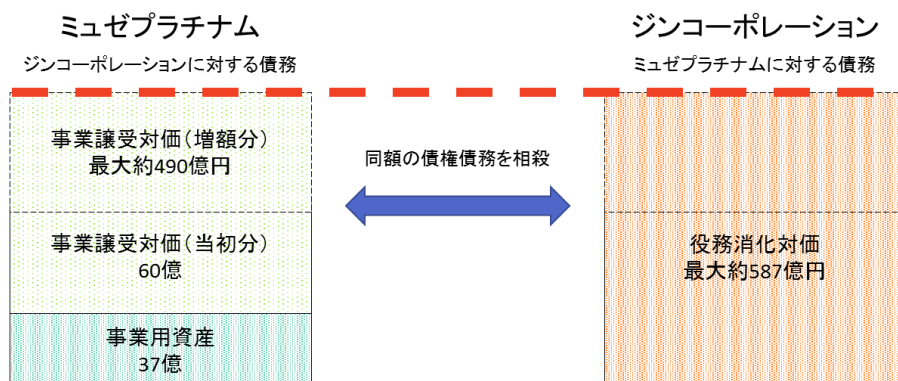
記

I. 追加開示事項

1. 役務提供に伴う事業譲渡対価の変動及び消化役務金額との差分について

株式会社ジンコーポレーション（以下、「ジンコーポレーション」という）の有する未消化役務債務については、同社と株式会社ミュゼプラチナム（以下、「ミュゼプラチナム」という）との業務委託契約により消化を進めてまいります。他方、平成 27 年 12 月 10 日付にてジンコーポレーションとミュゼプラチナムにより締結された事業譲渡契約において、当該役務提供の進捗に応じ、事業譲渡対価を見直す旨が定められております。本件見直し方法の詳細については、当該事業譲渡契約に定められておりませんが、先述の業務委託契約に基づく役務提供対価と事業用資産の譲受対価である約 37 億円及び事業譲受対価 60 億円を相殺したのちに発生する役務提供対価と同額相当分を、当該事業譲渡実行時の譲渡価額である 60 億円に事後的に加算し、四半期ごとに譲渡価額を増額変更することが想定されております。また、当該事業譲渡においては、美容脱毛事業に係る事業用資産（総額約 37 億円）を承継していないため、今後、ジンコーポレーションからミュゼプラチナムへ事業用資産の譲渡がなされることとなります。

以上の前提事項を踏まえたジンコーポレーション及びミュゼプラチナムの相手方に対する債権債務は下図のとおりとなります。



※「役務消化対価」については、役務提供対価はジンコーポレーションと顧客間の役務提供契約に基づく契約代金 95%の掛率であるものの、後述のとおり、掛率を見直す可能性があること、事業譲渡対価の増額分を未消化役務と同額相当分とするか役務提供対価と同額相当分とするか未定であることから、ジンコーポレーションの未消化役務分である 587 億円としております。

ミュゼプラチナムは、業務委託契約により未消化役務に係る役務提供を行ってまいります。その役務提供対価について、当初は事業用資産の譲受対価である約 37 億円及び事業譲受対価 60 億円と相殺され、当該相殺後は、その後の役務提供対価と同額相当分、事業譲受対価が事後的に増額さ

れることとなるため、ミュゼプラチナムにおけるジンコーポレーションとの業務委託契約による役務提供対価及びジンコーポレーションにおける増額分を含む事業譲渡対価及び事業用資産譲渡対価の債権債務は、当社及びジンコーポレーションの共通認識のもと、双方とも原則としてすべて相殺される見込みです。そのため、キャッシュインフローの発生はありませんが、当社といたしましては、ジンコーポレーションの有する未消化役務は、ミュゼプラチナムの今後の事業展開において顧客基盤を獲得していくための重要な要素と捉えているため、受託による役務消化を実施するものです。なお、ジンコーポレーションの平成 27 年 11 月末日時点における未消化役務の総額は 587 億円であり、ミュゼプラチナムが当該未消化役務を受託業務により全て消化した場合、事業譲渡価額は 550 億円となりますが、当該未消化役務総額には、商法上の時効を迎えているもの、顧客の居所不明等により消化不可能なもの等が相当数含まれており、最終的な役務消化実績及び事業譲渡価額は当該総額を下回ることが想定されます。

また、ミュゼプラチナムにおける役務提供対価は、ジンコーポレーションとの業務委託契約書上、ジンコーポレーションと顧客間の役務提供契約に基づく契約代金の 95%と定められております。仮に、ジンコーポレーションの未消化役務 20 億円分をミュゼプラチナムが施術した場合、役務提供対価は 19 億円となりますが、上述の事業譲渡対価の増額分をジンコーポレーションの未消化役務と同額相当分である 20 億円分とするか、ミュゼプラチナムの役務提供対価と同額相当分である 19 億円分とするかについては事業譲渡契約に定められていないため、本件内容については別途両社間において協議を行い、追加覚書等を締結する予定です。

当社といたしましては、譲渡対価の増額分について、原則としてその全額を役務提供対価と相殺する方針であります。仮に、ジンコーポレーションにおいて何らかの既存債務の支払義務が発生し、当該支払債務が、ミュゼプラチナムの事業継続上必要不可欠であり、かつ経済合理性があると判断した場合のみ、譲渡対価の増額分をジンコーポレーションの未消化役務と同額相当分とすることで、差分の 5%をジンコーポレーションへ現金等の相殺以外の手段により支払う可能性があります。また、役務提供対価として定められている 95%の掛率については、今後、ミュゼプラチナムにおいて受託による未消化役務の消化が順調に進捗した場合、掛率を 0.95 以上に見直す等の変更を行う可能性があります。なお、本件に係る追加覚書等の締結内容については、確定次第開示いたします。

2. ジンコーポレーションの美容脱毛事業に係る譲渡対価の評価について

平成 27 年 12 月 10 日付にてジンコーポレーションとミュゼプラチナムにより実行された美容脱毛事業の譲渡における対価 60 億円については、ジンコーポレーション及び当社子会社化前のミュゼプラチナムとの間で決定した価額であり、その金額については、ジンコーポレーションの繰越欠損金を超過しない範囲での最大値として決定されたものであり、ジンコーポレーションにおいて価値算定等は実施されておられません。なお、当社としては、同社の事業について、今後の当社グループにおけるシナジー効果及び同社の有する顧客数、全国展開される幅広い店舗ネットワーク及びブランド価値を活用した事業の多角化等を加味したミュゼプラチナムの事業計画を新たに作成し、当該事業の資産性を再評価する方針であり、美容脱毛事業の当初譲渡対価である 60 億円及びその後の増額分を含めた譲渡対価の評価については、当該事業計画策定後、改めて開示いたします。

3. 会計処理について

ミュゼプラチナムとの株式交換により発生するのれん額については、事業譲渡により約 59 億円、株式交換により約 16 億円の計約 75 億円及び、現時点で未定ではありますが、四半期毎に見直した事業譲渡対価の増額相当分が計上される見込みであります。なお、ジンコーポレーションの平成 27 年 11 月末日時点における未消化役務の総額は 587 億円であり、ミュゼプラチナムが当該未消化役務を受託業務により全て消化した場合、事業譲渡価額の増額相当分の最大値は 490 億円となりますが、当該未消化役務総額には、商法上の時効を迎えているもの、顧客の居所不明等により消化不可能なもの等が相当数含まれており、最終的な役務消化実績及び事業譲渡価額は当該総額を下回ることが想定されます。

当社は、今般の株式交換においてミュゼプラチナムの株式価値総額（1,462 百万円～1,787 百万円）の算定の基礎となったジンコーポレーションによる事業計画について、当社グループにおけるシナジー効果及び同社の有する顧客数、全国展開される幅広い店舗ネットワーク及びブランド価値を活用した事業の多角化等を加味した経営戦略を策定し、平成 28 年 3 月を目途として当社グループとしてのミュゼプラチナムの事業計画を新たに作成する予定であり、当該事業計画を以てのれん総額の資産性を評価する方針であります。仮に、当該事業計画により見積られる将来キャッシュ・フローが、のれん総額を下回る場合又は子会社化後のミュゼプラチナムの事業活動が順調に推移しなかった場合は、企業会計基準適用指針に基づき、平成 28 年 3 月期又は平成 29 年 3 月期以後において減損損失の計上

が必要となる可能性があります。

また、税務リスク等については、引き続き顧問税理士等との間で確認を進めてまいります。

4. 債権者との交渉状況について

ジンコーポレーションにおける金融債務及び事業債務については、ジンコーポレーションの代理人弁護士により、引き続き個別に債権買取に交渉が進められております。なお、現時点においてミュゼプラチナムへの債務引継ぎ等の事象は発生しておりません。

また、ミュゼプラチナムは、ジンコーポレーションからの事業譲受において、会社法第22条第1項に定める事業譲渡における商号続用による債務弁済責任の類推適用を回避するため、平成27年12月16日付にて免責登記を行っております。そのため、ミュゼプラチナムは法的にジンコーポレーション債務を引継ぐ義務はございませんが、ジンコーポレーションの有する未消化役務債務については、ミュゼプラチナムの今後の事業展開において顧客基盤を獲得していくための重要な要素と捉えているため、上述のとおり、ジンコーポレーションからの受託により役務消化を実施してまいります。

II. 訂正事項

平成27年12月15日付にて公表いたしました「簡易株式交換による株式会社ミュゼプラチナムの完全子会社化及び筆頭株主である主要株主の異動に関するお知らせ」につきまして、開示文書中に一部誤記がありましたので訂正いたします。なお、訂正部分には下線を付しております。

【訂正前】

I. 最終合意について

2. スポンサー支援の内容

(3) また、平成28年12月11日以降に発生する美容脱毛案件については、株式会社ミュゼプラチナムが契約主体となり施術を実施いたします。

(5) ミュゼプラチナム店舗において、従前の施術と比較して約2倍の速度で施術が可能となる高速美容脱毛器の入替がほぼ完了しており、

3. 事業譲渡の概要

(1) 事業譲渡会社の概要

⑨従業員数 約,000名

(6) 譲受価額

譲受価額の評価については、当初は60億円といたしますが、役務消化実績に応じて四半期毎に、事後的に事業譲渡対価の見直し及びを行うこととしております。その具体的な見直し方法等については、具体的な方法が事業譲渡契約に定められていないものの、例えば、ミュゼプラチナムが業務委託契約に基づきジンコーポレーションの未消化役務を20億円分履行した場合、同社営業権の評価額は20億円加算されることとなります。仮に、平成27年11月末日時点の未消化役務債務をすべて消化した場合、譲受価額は587億円となります。

II. 簡易株式交換について

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

現在、ジンコーポレーションの金融機関債務については、JCの代理人弁護士を通じ、

【訂正後】

I. 最終合意について

2. スポンサー支援の内容

(3) また、平成27年12月11日以降に発生する美容脱毛案件については、株式会社ミュゼプラチナムが契約主体となり施術を実施いたします。

(5) ミュゼプラチナム店舗において、従前の施術と比較して約2倍の速度で施術が可能となる高速美容脱毛器の入替が平成27年11月時点で7割程度完了しており、

3. 事業譲渡の概要

(1) 事業譲渡会社の概要

⑨従業員数 約4,000名

(6) 譲受価額

譲受価額の評価については、当初は 60 億円といたしますが、役務消化実績に応じて四半期毎に、事後的に事業譲渡対価の見直しを行うこととしております。但し、例えば、ミュゼプラチナムが業務委託契約に基づきジンコーポレーションの未消化役務を 20 億円分履行した場合、役務提供対価は 19 億円となりますが、上述の事業譲渡対価の増額分をジンコーポレーションの未消化役務と同額相当分である 20 億円分とするか、ミュゼプラチナムの役務提供対価と同額相当分である 19 億円分とするかを含め、具体的な見直し方法等について事業譲渡契約に定められていないため、本件内容については別途両社間において協議を行い、追加覚書等を締結する予定です。仮に、平成 27 年 11 月末日時点の未消化役務債務をすべて消化した場合、譲受価額は 550 億円となります。

II. 簡易株式交換について

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

現在、ジンコーポレーションの金融機関債務については、ジンコーポレーションの代理人弁護士を通じ、

以 上